



みらいニュース

*10月6日(火) 12月に実施される『豊川市男女共同参画に関する市民意識調査』について
意見書を9/17定例会で検討し、豊川市男女共同参画基本計画策定委員会に提出

豊川市男女共同参画基本計画策定委員会様

平成21年10月6日
豊川共生ネットみらい

豊川市男女共同参画に関する市民意識調査(案)《8・21第3回策定委員会検討版》についての
意見

1. 市民意識調査

- ア 広く市民が行政施策に参加できる機会。市民は、施策に反映されることを期待し、記入する。
- イ 形をかえたパブリックコメント。市民に広く意見を聞くことができ、よりよい男女共同参画推進施策が生まれる。
- ウ 行政と市民の協働作業になる。行政と市民、双方に気づきを促し豊川市の発展に活かしていくことができる。

2. 『7 人権(DV・セクハラ)について』

DV、セクハラの啓発のために問19問24を削除したほうがよい。設問すべてを読むことでDV・セクハラ意識が高まる。問19に3と答えた人は問20を読まない、問24に3と答えた人は問25を読まない。

3. 付け加えてほしい項目

- ア 豊川市男女共同参画推進条例制定を知っているかどうかを問うてほしい。
- イ 男女共同参画基本法を知っているかどうかを問うてほしい。(前回調査と比較分析する。)
- ウ 問28は今後の施策について問うているが、各課の男女共同参画推進施策を羅列し、周知状況と必要性を問うてほしい。
- エ 各項目に生の声を聞く欄を設ける。『困っていることは』『やりにくいことは』『助けてほしいことは』
(p14、男女共同参画づくりについての意見要望を書くことができる人は少ない。)
- オ 『事業所に望むこと』の項目を作る。(事業所アンケートと比較する。)
- カ 選択的夫婦別姓制度の意識調査をする。(前回調査と比較分析できる。)
(9月30日の千葉法相、福島男女共同参画担当相の会談で、制度導入のための民法改正案が来年の通常国会に提出されることになった。)

4. 調査前

- ア 回収率の目標設定をし、回収率がよくなる方法を考える。(前回40.2%)
- イ 男女の配布比率を変えるなど男女半々の回収を工夫する。(前回男女比4:6)

5. 調査後

- ア 分析する前の集計データを公開してほしい。
- イ 前回調査結果と比較分析してほしい。(国・県・他市町村との比較も必要だが)
- ウ 『1 あなた自身のことについて』男女、年齢、結婚、家族、職業を加えた、より緻密なクロス集計をして分析してほしい。
- エ 分析結果がどう施策に反映されるかを知りたい。
- オ 調査にかかった費用を公開してほしい。

6. 疑問

- ア ワークライフバランスとは、『仕事・家庭生活・地域個人生活』(問17)なのか、『仕事とそれ以外の生活』(豊川市男女共同参画推進条例)なのか。
- イ 『p3妻が先で夫が後』の表記はどうか。(ポジティブアクション?)

*11月15日(日) 豊川市男女共同参画推進条例記念フェスティバル(豊川市主催)

国際交流はなのき会東三ブロック、雀部の会、東三にじの会、Right&Eye、豊川共生ネットみらいは、条例朗読、パネルディスカッション、絵本の読み聞かせ、男の料理教室を提案採用されたが、すべて行政主導で企画運営された。PR不足もあってか、全体的に当日の参加者は少なかった。当日、みらいは親子になり寿司づくり体験教室に協力したが、事前打ち合わせはなく不備な面が目立った。宝陵高校生による条例朗読や講演・パネルディスカッションによって、今後の課題は条例の活かし方であることが明確になった。

*11月16日(月) 12/1から始まる裁判員裁判の情報(ウイメンズ・カンパリング名古屋YWCAから)に対してみらい会員から意見聴取し、名古屋地方裁判所所長宛に『性犯罪被害者に対する二次被害防止に向けた要請書』を他団体と個人22名の連名で提出し、記者会見を行った。

愛知県“人間と性”教育研究協議会、アジア女性資料センター名古屋読者会、かけこみ女性センターあいち、財団法人名古屋YWCA、名古屋YWCA女性のための相談・支援事業、ウイメンズ・カウンセリング名古屋YWCA、名古屋YWCAセクシュアリティ学習会、サバイバーズ・ジャスティス、性暴力禁止法を作ろうネットワーク有志、なごやフェミニストカウンセリング

名古屋地方裁判所
 所長 野田武明様

性犯罪被害者に対する二次被害の防止に向けた要請

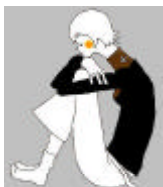
日頃の皆様のご努力に感謝申し上げます。

私たちは、性暴力被害当事者の支援活動に取り組んでいるものです。来月1日に始まる貴裁判所における裁判員裁判で、性犯罪被害当事者のプライバシー保護・二次被害の防止に向けて下記のとおり要請いたします。関係各位におかれましては、性犯罪被害の深刻さ、被害当事者の傷つきの深さをご理解いただき、性犯罪裁判の個別の案件につきましては、特段のご配慮を心からお願い申し上げます。

記

- 1 裁判員候補者の中から被害者の利害関係人等を除外するときは、最高裁判所6月13日付通知に基づき、被害者に裁判員候補者名簿を開示する方法をとってください。
- 2 被害者が生活している地域及び生育した地域の住民は、除外してください。
- 3 裁判員選任過程では被害者特定事項を開示しないでください。
- 4 裁判官及び裁判員が性犯罪裁判にあたる場合は、たとえ短時間であっても、裁判開始前に必ず性被害の実態、及び、二次被害について正確に知る時間をとってください。
- 5 被害者が希望する場合は、ビデオリンクを利用したり、遮蔽を裁判員との間にも設けるなどの措置をとってください。ビデオリンクを利用する場合、声を変成するなどの工夫を施してください。
- 6 供述調書をどのように朗読するか、証拠としてどのような映像をモニターに写しだすかなどは、被害者と十分に協議して決めてください。
- 7 被害者に対して、裁判所として対処可能なプライバシー保護に関する措置について十分説明してください。
- 8 裁判員の性別が一方に偏らないよう配慮してください。
- 9 法廷で、被害者の氏名など、被害者が特定されうる情報の秘匿を厳守してください。
- 10 被告弁護人、検察官に対し、被害者の保護の観点から適切な訴訟指揮を行ってください。

* 10月1日～11月12日 H21年度豊川市男女共同参画協働型事業(みらい受託)女性のためのエンパワーメント講座 女性だけの心理学「自分でする心の手入れ」



講師：フェミニストカウンセラー 増井さとみさん(ウィメンズカウンセリング名古屋YWCA)

日時：10月1,15,22,29 11月5日 いずれも10:00～12:00

場所：講座 ウィズ豊川視聴覚室/勤労福祉会館第1会議室

託児 ウィズ豊川和室/ウィズ豊川機能訓練室/勤労福祉会館和室まつ

参加：延べ189名 託児：延べ35名(託児従事：豊川子育てネットおんぶぎつね こん)

11/12 10:00～12:00 ウィズ豊川視聴覚室
 ふりかえり講座 参加：15名 託児：4名

今年も例年のごとく、受付初日で定員となった。全員初めての参加で講師の話聞くだけの受身的学習態度に慣れている人が多く、参加型学習であるワークショップには戸惑ったよう。講座が進むにつれ自己解放の感覚を味わい自分に自信を持つことの大切さを実感できた様子。みらい会員がファシリテーターとなって開催した、ふりかえり講座でも、自分を認め高めたいという意欲が見受けられた。 【報告書、希望の方は事務局へ】

これからの予定

*裁判傍聴 12月1日(火)午後～3日(木)、4日(金)午後評決 名古屋地方裁判所 7名参加予定
 強姦致傷などの罪で起訴された内装工の少年(19)の裁判。名古屋地裁で少年が被告となる裁判員裁判は初めて。

～少年被告は供述重視～

信濃毎日新聞 2008/10/8

最高裁判法研修所が来年から始まる裁判員制度で、少年が被告の場合、これまで重視されてきた成育歴や素質などの調査記録を証拠とせず、主に法廷での少年の供述内容で判断したほうが望ましいと提言する研究結果をまとめたことが7日、関係者の話で分かった。

*スキルアップ講座(ロジカルシンキング) H22年1月23日(土)10時～16時 主催：豊川共生ネットみらい

講師：内田友美HRインスティテュート取締役チーフコンサルタント) 定員50名 勤労福祉会館第2会議室

受講料3,000円資料代500円 昼食持参 申込み受付開始12/1 託児あり(和室まつ) 託児申込み1/10まで

感情にとらわれず思考をうまく整理する技術を学びます。 誤解されずうまく表現する技術を学びます。

だれもがスキルアップできるロジカルシンキング講座!!